2021年3月22日　参議院総務委員会　会議録抄

2021年度予算委嘱審査質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　武田大臣は、携帯電話料金の値下げに踏み込んだ発言をされてきましたが、一方で、これは大手通信会社への相当プレッシャーを与えることになったのではないかと考えます。そもそも民間の競争に官が介入し過ぎるというのは、私はこれ不思議でしようがありません。

　結果として、現在調査中とはなっていますが、時期的にもＮＴＴ社長との会食が、どうしても疑念が深まったと言わざるを得ません。この疑念に対して、大臣、どうお考えでしょうか。

○武田良太　総務大臣　恐らく委員は例の報道の件をおっしゃっていると思うんですけれども、まさに一方的な報道であって、私に対して事実関係の確認もございませんでした。

　確かに、複数人、また異業種による会合の中にＮＴＴの方がおられたという事実は、私もこれはもう認めているわけでありますけれども、その中において、そうした携帯電話事業者から個別の話が全くなかったわけであって、そうした個別の話をする時間もございませんでした。

　やはり我々としては、全ての国民の皆さん方に疑念を招くことのないように、自らを律してしっかりと倫理観と節度を持って様々な方とお付き合いしていかなくてはならないと思っておりますし、今後ともそれに努めてまいりたいと、このように考えています。

**○岸まきこ**　じゃ、なぜ最初から予算委員会等でそのようにはっきりと答えてこなかったのでしょうか。これまでも、会食ありますかというのに何となくぼやけた返事ばかりだったと思います。高市前大臣であったり野田元大臣ははっきり述べていたのに、武田大臣は言葉を曖昧にする答弁を繰り返してきました。

　私も予算委員会を傍聴してきましたが、どうも最初から答弁に含みを持っていて、そういったことにいたずらに質問時間が引き延ばされたと思いますが、大臣、違いますか。

○武田良太　総務大臣　政治家は、各界各層多くの方々の意見をしっかりと聞きながら政策を積み上げていかなくてはならないと思います。相手があることであって、軽々にあの方がどうだ、この方がどうだ、そのときの会話がどうだということを口にするべきものではないと私は考えております。

　全く浅ましさはない、そしてまた、疑われることのないという自信があるゆえに、そうしたことにつながったんだと思います。

**○岸まきこ**　私は、事業者との意見交換の全部が全部いけないとは考えていません。やっぱり必要なこともあると思います。ただ、時期とかお金、こういったことはやはり倫理に沿うものでなければなりません。しかも、この倫理というのは、個人の考えで異なってはやっぱり説明が付きません。

　国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範は、政治家個人によって守るとお答えになっていますが、それだと国民は、私もですが、やっぱり疑念が生まれるので、一定程度の事例など、分かりやすくした方がいいんじゃないでしょうか。大臣、いかがですか。

○武田良太　総務大臣　大臣等規範では、関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けることなど国民の疑念を招くような行為をしてはならないとされていると承知をいたしております。

　大臣等規範はあくまで大臣等が自らを律するための規範であり、各々の行為が規範に抵触する行為に該当するか否かについては、国民の疑惑を招くような行為をしてはならないという趣旨を踏まえ、それぞれが自ら適切に判断すべきものと承知しております。

　例えば、先方から特定の許認可等に関する要望や依頼を受けるといった供応接待は、国民の疑惑を招くような行為であると考えております。

**○岸まきこ**　やっぱり事例とかをきちんと示して、こういった例は行っちゃいけないとか、そういうふうに分かりやすくした方がいいと思います。

　次の質問ですが、この携帯料金の値下げの話にちょっと戻りますが、利用者にとっては安くなるというのは喜ばしいことではありますが、一方で、サービスの質の維持が保てるのかどうかと私は危惧しています。

　私は北海道の中山間地域の出身になります。最初に携帯電話持ったの今から二十年以上前になるんですが、当時は実は窓際に携帯電話を立てておかないと電波が届かなくて、電話があるたびにそばまで行って話していたんですよ。でも、それを、大手の通信業者がやっぱり全国あまねくサービスを、地域を整備してカバーして、使えるようになりました。

　料金を下げるということは、どこかでこの不採算地域であったり不採算部門を削ることになったり、将来的に地方が切り捨てられることになるのではないかと心配しています。その辺大丈夫でしょうか。

○武田良太　総務大臣　総務省としては、料金の低廉化に向けて公正な競争環境整備に取り組んでおりますが、それだけではなくて、５Ｇの投資促進も極めて重要であると考えております。

　現在整備が進められている５Ｇについて、総務省としては、５Ｇ周波数の割当ての際に基地局整備計画の履行を義務付けており、各事業者はこれを更に前倒しする投資を計画していると承知をいたしております。

　さらに、設備投資を下支えするため、税制支援措置や予算措置を講じるなどしっかりバックアップをしており、その結果として、令和五年度末には地域カバー率を九八％とすることを見込んでおります。

　地方においても都市部に遅れることなく５Ｇが浸透した環境を実現するため、力強く取り組んでいきたいと考えております。

**○岸まきこ**　少し答弁聞いてほっとしましたが、５Ｇ以前の問題でもあります全国あまねくのサービスを質を保つということは、総務省としてやっぱり忘れないでいただきたいというのを更に追加して言っておきます。

　次に、先ほどもお話に出ていましたワクチンの問題です。

　ワクチン接種がやっぱり受けたいと思われる方が受けれるような整備にするには、今自治体が担っているワクチン接種業務が重要になってきます。この中で幾つか疑問があるんですが、一つは、自治体のワクチン接種業務、全額国が財政措置されるというふうになっていますが、現場に聞きますと、自治体職員の超過勤務手当が全額となっていないというようなことをお伺いしました。接種開始時期からが国補助の対象となるようですが、関連する業務は十一月から始まっています。

　全て国が負担するというのであれば、最初から国が出すべきではないでしょうか。お願いします。

○大坪寛子　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　今先生から御指摘ありましたように、今般のコロナの予防接種、大変多岐な事業にわたっております。また、通常の定期予防接種と違いまして規模も大きいですし、期間も長くなることも想定をされております。

　その中で、医療従事者向けの接種が開始されました二月の十七日、これ以降につきまして、勤務時間外に従事をされた職員の当該期間の超過勤務につきましては、接種体制確保事業補助金の方で手当てをさせていただいております。また、それ以前に関しましても、例えば、先生おっしゃいましたように、専属の組織が構築されている自治体も多うございます。そういったところで勤務されていらっしゃる方の超過勤務につきましてもこの補助金の対象とさせていただいたところでございまして、既に自治体にもお知らせをしております。

　いずれにいたしましても、地域、様々実情で体制を取っていただいていることに大変感謝を申し上げておりますし、そこに合理的に必要と考えられます費用、こういったものにつきましては国が全額負担すると、こういった姿勢に変わりはないものでございます。

**○岸まきこ**　確認なんですが、既に通知を出していただいていて、ワクチン接種部署が確定したところとかというふうに聞いているんですが、小規模の自治体では兼務で担っているところもあるので、そういった兼務のところであったり、また財政担当者であったり、議会の議案の整備とか、そういう方も含めて自治体は関連しているんです。こういったものにも柔軟に対応していただけますか。

○大坪寛子　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　おっしゃるとおり、自治体の実情というのは様々だと思っております。そこの兼務であっても、そこが専属的にコロナの対応もなさっているというふうに自治体、御判断いただけるものであれば、可能だというふうに考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。引き続き柔軟な対応をお願いいたします。

　次に、ワクチンの接種について記録システムというのが今現在準備を進めているところです。三月上旬に自治体に準備作業の指示が来ているところです。四月の上旬までに接種対象者や接種券情報などを登録するという内容になっています。自治体の担当者から聞くと、元々予定されているもの以外にもあったり、急な指示で、期間も一か月という短くて、本当に困惑しているというふうに伺いました。

　確かに急いでやらなきゃいけない業務なんですが、このシステムだけにかかわらず、ワクチンの接種業務では国の方針が二転三転することになって、結果、自治体はその都度やり直しをしなきゃいけないというような事態になっています。国の担当部局においても、大変お忙しいのは重々承知ですが、しっかりと方針を固めてから自治体へ通知をしていただきたいです。また、システムの情報登録スケジュールは余裕を持たせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○彦谷直克　内閣官房内閣審議官　お答え申し上げます。

　ワクチン接種記録システムにつきましては、高齢者に対する優先接種が開始される四月十二日に間に合わせることを目指して、システムの構築に取り組んでいるところでございます。

　このシステムは、あらかじめ接種対象者や接種券番号等の情報を自治体がアップロードしていただくことにより、現場における読み取り時にデータが確認され、簡易かつ確実な入力が可能になると、そういうものでございます。システムへの自治体からの登録に当たっては、一定の時間を要する自治体がおられることは承知しておりまして、自治体の実情に応じ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

　また、事前に情報のアップロードがなされない場合であっても、ワクチン接種会場におけるデータの読み取りを可能とし、その後の情報のアップロードによりデータが完結するという、そういう仕組みを想定しているところでございます。

　また、自治体の声を伺いつつ、現在、自治体の負担ができるだけ発生しないようにしっかりと準備を進めているところでございます。自治体の担当者に対する説明会を二度開催したほか、自治体の皆様からの御意見、質問に対しても、しっかりと回答を示しているところでございます。

　このシステムを御活用していただくことにより、自治体と住民の利便性の向上が期待できると考えております。自治体の皆様の御理解と御協力をいただけるよう、引き続き丁寧かつしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　四月十二日に間に合うようにと今答弁いただきましたが、四月十二日に確かに届く地域もあるんですが、ほとんどの地域、ちょっとワクチンの、最初から全部届くわけではないので、一部に限られています。だからこそ、スケジュールを見直した方がいいんじゃないかと、あらかじめですね、そういうふうに要請をしておきます。また、ワクチンシステムが結構重要になってくると思うので、間違ってもトラブルになって途中で止まるとかとならないように構築をお願いいたします。

　次に、消防行政についての質問をさせていただきます。

　今回、シャープ七一一九の全国展開による救急需要対策の充実強化として〇・五億円予算付けされています。このことによって、救急車の濫用、いわゆる救急車のタクシー化というんですかね、こういった問題については改善されることになるんでしょうか。どのぐらいの効果を見込んでいるのか、お伺いします。

○山口英樹　消防庁次長　お答えをさせていただきます。

　委員お話のございました救急時に救急車を呼ぶべきか否か相談できる救急安心センター事業、いわゆるシャープ七一一九は、救急車の適正利用に資する効果を始め、それ以外にも、例えば救急医療機関側の負担の軽減ですとか、さらには、住民の方々の安心、安全の提供ということにも大変資するというふうに言われております。

　私ども消防庁の方では、今年度、シャープ七一一九の全国展開に向けました検討部会を設置いたしまして、その中でも、有識者の方々から御議論いただいたわけでございますが、今申し上げたような効果が指摘されているところでございます。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　今、コロナで受診控えというのも、大変住民の方いらっしゃいますので、やっぱりこういったものもなるべく使って消防の負担を減らすというのも大事ですし、そのためには広報活動、宣伝が重要だと思いますので、引き続きこのシャープ七一一九の広報活動に努めていただきたいと思います。

　次に、二月二十一日に栃木県の足利市で山火事が発生しました。二十三日目となった三月十五日に鎮火宣言という長期間にわたる山林火災がありましたが、こういった大規模な山林火災の場合の都道府県や国の対策をお伺いします。

○山口英樹　消防庁次長　お答えをさせていただきます。

　委員からお話のございました今回の栃木県足利市における林野火災でございますけれども、二月の二十一日の十五時三十分に現地の消防本部が覚知をいたしまして、その後、三月一日にいわゆる鎮圧をするまでに九日間を要しております。その後、現地の消防本部におきまして残火処理といったような形で対応を取っていただきまして、最終的には三月十五日に鎮火といったところでございます。

　今回は、火災が覚知されました二月二十一日から、まずは現地の足利市の消防本部、それから足利市の消防団の方々が対応されておられます。また、栃木県の消防防災ヘリも初日から消火活動を実施をされておられます。

　翌二十二日からは、消防防災ヘリについては、栃木県のヘリに加えて、隣接県の方からも茨城県のヘリと埼玉県のヘリの応援をいただき、また、県を通じて自衛隊の災害派遣要請をさせていただきまして、自衛隊ヘリ四機による空中消火の方も実施をしたところでございます。

　翌二十三日は強風注意報等も出されたわけでございますが、そういった中で、二十四日からは、地上部隊につきましても応援協定等に基づく応援を実施をいただいております。

　私ども消防庁といたしましても、二十四日に現地に私どもの職員五名を派遣をいたしておりまして、足利市の災害対策本部と一緒になりながら取り組んできたところでございますし、翌二十五日には、足利市長並びに栃木県の方からの要請を受けまして、緊急消防援助隊という形で東京消防庁の指揮支援部隊にも現地に入っていただきまして、対応を取ったところでございます。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　委員長、先ほど言うの忘れたけど、ワクチン接種については以上なので、参考人の方、退室いただいて構いません。

○浜田昌良　総務委員長　それでは、大坪審議官、内閣官房彦谷内閣審議官、御退席いただいて結構です。

**○岸まきこ**　続けて消防の質問に入りますが、先ほどの山火事については、やっぱり一つの自治体ではあれだけ大きくなると解決できませんので、迅速な、今回みたいに迅速な対応を引き続きお願いいたします。

　次に、消防についての、女性の消防吏員の話です。

　第五次男女共同参画計画では、消防吏員の女性割合を現行二・九％から二〇二六年度までに五％に引き上げるといった目標を立てています。

　本予算案を見ますと、女性消防吏員の更なる活躍推進、〇・四億円が計上されていますが、これはアドバイザーであったり広報とか説明会となっています。そもそも、宿直室やシャワー室など消防署の環境改善をしなければ、女性を採用したくてもできない実態があります。もしも採用しても、女性が困るという実態になります。これは特別交付税措置で対応となっていますが、これで具体的にどう目標に近づけられるのかと心配するところがあります。

　予算措置として足りないのではないでしょうか。簡潔にお答えをお願いします。

○山口英樹　消防庁次長　お答えをさせていただきます。

　御指摘のとおり、私どもといたしましても、女性消防吏員の方々の採用を進めていきたいというふうに、こう考えております。

　そういう観点から、女性の、まずやはり消防署等におきまして、更衣室ですとか浴室ですとか、女性専用施設は必要不可欠であると、このように考えております。そういった中で、委員からのお話のございました、例えば女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣ですとか、そういったことを通じまして、あるいは、そもそもやはり採用者を増やす、応募者を増やすといったことも必要でございまして、そういったことでのＰＲ、そういったものを国費の方で予算をお願いをしているところでございます。

　一方で、消防署所等の女性の更衣室等々の整備につきましては、お話のあったとおり、平成二十八年度より特別交付税措置を講じております。例えば、更衣室を例に挙げますと、平成二十八年度では女性専用の更衣室がある消防署は九百八十九にとどまっておりましたが、こういった措置に伴いまして令和二年四月現在では千百三十四ということで、百四十五ほどは改善をされています。

　ただ、私どもとしても、これで十分とは考えておりません。引き続き全国の消防本部と協力しながら取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　本当に、住民の方からすれば、女性の消防士さんがいるいないで大きく変わってくる面もあります。ということを考えると、やっぱり女性の採用を増やしていくということに、その必要な環境整備の予算を付けていただきたいということを重ねてお願いしておきます。

　次に、公務員の働き方改革です。

　コロナの関係で国の国家公務員も大変な残業を強いられているというのはニュース等でもなっていますが、自治体、地方公務員についても、同様に長時間労働が常態化している実態にあります。

　この働き方改革というか、なぜ長時間になっているかというのは、やっぱり業務量に見合った職員数が配置されていない、定数削減が一番の問題ではあるんですが、地方公務員の労働基準に関する制度面についても大きく二つ問題があります。

　一つ目は、労働基準監督機関の問題です。

　何かといいますと、労働基準法及び労働安全衛生法では、労働者の労働条件を保護するために所定の行政機関が監督権限を行使することとなっています。一般的には、都道府県の労働局であったり労働基準監督署となっています。

　労基署は、労働法に基づいて労働者と事業者のトラブルの解決であったり、労働災害の予防や調査、さらには、時間外手当の未払など法律の違反があれば企業への指導監督をしてくれます。ペナルティーもあります。労働者にとっては心強い味方となっているんですが、それと併せて、ペナルティーまでいかなくても、労基署に駆け込まれるかもしれないということで、不正なことができないよう一定の抑止力につながっていると思います。

　この労働基準監督機能が、公務の場合、現業職員とか企業会計の職員は労基署の管轄になるので駆け込むことができるんですが、それ以外の非現業職員の場合、大まかに言うと事務職ですね、市役所とか都道府県で働いている事務職の場合は、都道府県は人事委員会があるのでそちらの方が第三者と、労働基準監督署となるんですけど、一般の市町村は人事委員会を持っていませんので、そういったところには実は労働基準監督者がいることにはなっているんですが、機能していません。

　なぜかというと、行政組織の仕事の総責任者である首長がその労働基準監督者となるんです。任命権者イコール労働基準監督という、どちらも首長が担っているんです。それはやっぱりおかしいですよね。チェック機能を果たせるわけがないんです。自分がその仕事をさせておきながら自分が取り締まる、それはおかしな話です。そういったことも問題としてあって、なかなかこの改善につながっていないという問題があります。

　二つ目は、超過勤務、いわゆる残業が青天井の状態にあるということです。

　民間のように、労働基準監督者から許可を受けなくても、いわゆる三六協定ですが、臨時的に公務を行う必要がある場合ということで残業をさせることができています。この臨時的に公務を行う必要がある場合というのが余りにも曖昧な記述で、何でもありな状態です。臨時的業務じゃない通常の業務までもがこの言葉によって常態化していて、所定労働時間外でも働けるような状態になっています。過労死ラインと言われる月百時間を超えているのが実態です。国家公務員も同様なので、総務省の皆さんも同じ状態で問題点は理解していただけていると思いますが、この労働基準監督機能の問題と臨時的な公務の問題、改善すべきではないかと考えます。

　公務員の働き方改革として、調査研究に向けた予算を付けるべきではないでしょうか。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　地方公務員の非現業職員に係る労働基準監督機関の職権につきましては、委員御指摘のとおり、人事委員会が置かれていない団体では地方公共団体の長が行使することとされています。

　このことは、地方公共団体に複数の任命権者が存在する中で、地方公共団体の長が一任命権者としてではなく、当該地方公共団体の職員の利益保護に当たる機関として、職員の勤務条件が法令の定めるところに従って適正に維持されているかどうかを監視する責任を有するものであり、また、職員の日常の勤務条件について最も把握し、適切な措置を速やかに講ずることも可能であることによるものでございます。

　総務省といたしましては、人事委員会を置かない地方公共団体については、地方公共団体の長に対しまして、長時間労働の抑制や安全衛生管理等に関する労働基準監督機関としての役割を適切に果たすよう助言をしているところでございます。

　もう一つの御指摘の非現業公務員の時間外勤務を行う際の根拠であります労働基準法第三十三条三項におきます公務のための臨時に行う必要につきましては、厚生労働省の通知におきまして、国又は地方公共団体の事務の全てを対象とし、臨時に行う必要の認定については、使用者たる行政官庁に委ねられているとされているところでございます。

　一方、地方公務員についても、働き方改革の観点から、平成三十一年四月に規制が導入されました民間や国家公務員と同様、原則として月四十五時間、年三百六十時間を上限とする時間外勤務の上限規制制度の導入、あるいはその要因検証など、長時間労働の是正の取組を図るべきものでありまして、地方公共団体には重ねてその積極な取組を要請をしているところでございます。

　総務省といたしましては、この上限規制制度の円滑な運用を始め、時間外勤務縮減の取組事例の提供などを行いながら、引き続き長時間労働是正について取り組んでまいります。

**○岸まきこ**　この問題、根が深いのですぐには解決しないと思いますが、引き続き、これちゃんと調査研究した方がいいです。

　このことが実は保健所にも影響しています。保健所は三六協定の所管になるんですが、結局、本庁舎が結局青天井状態なので、保健所も我慢して働かなきゃいけない問題になっています。もう時間も限られているので、内藤局長、引き続き保健所の職員の交付税措置、更なる増員、増加、増額をお願いいたします。要望だけしておきます。

　次に、一昨日も宮城県沖で震度五強の地震が発生しました。被害の全貌まだ明らかになっておりませんが、けがをされた方もいます。改めてお見舞い申し上げます。

　この災害時ですが、住民から自治体職員に対するハラスメントが課題となっています。災害時は、避難者は不安やストレスから、そのはけ口として職員に対する罵声、時には暴力を受けることもあります。ハラスメントを受けた職員の中には精神疾患になって退職した方もいます。通常業務でも悪質な行為を窓口で受けていることもあったり、制度を悪用する人への対応で困っています。

　厚生労働省の方では、今回、二〇二一年度予算でカスタマーハラスメントのマニュアル作り、調査費として一千七百万円の予算を計上しているのですが、地方公務員のカスハラ対策として総務省も行うべきではないでしょうか。いかがですか。

○山越伸子　総務省自治行政局公務員部長　地方公共団体におきまして、ハラスメント防止をする対策に取り組むということは極めて重要であります。特に、多くの対住民サービスを提供する地方公共団体におきましては、住民などとの関係において、いわゆるカスタマーハラスメントが問題となるということが想定されるわけでございます。

　総務省といたしましては、公務職場のこの特有の要請に応える観点から、地方公共団体に対しましては、厚生労働大臣指針に定める措置義務に加えまして、国家公務員の人事院規則で定めておりますカスタマーハラスメントへの対応なども追加的に行うよう要請をしているところでございます。

　令和二年六月一日時点におけますこのカスタマーハラスメントへの対応を含めました団体の取組状況、これを調査をいたしまして、その結果を踏まえて、昨年十月に改めて各種ハラスメント対策について適切な対応を要請いたしました。その中で、特にカスタマーハラスメントなどの追加的対応につきましても、公務職場特有の要請に応える観点から適切に取り組むよう助言するとともに、こうした措置内容を規則などで定めた地方公共団体の取組事例についても参考に紹介をいたしました。

　今後とも、ハラスメント防止措置の実効性が確保されるよう、地方公共団体における取組状況をフォローアップしつつ、しっかり助言してまいります。

○浜田昌良　総務委員長　時間が参っておりますので、質疑をおまとめください。

**○岸まきこ**　はい。

　時間となりましたので、最後に要望だけ。

　会計年度任用職員制度のワクチン接種の休暇制度というか、無給になってしまうので、そこだけ無給にならないような対策をお願いして、質問を終わります。

　以上です。